

平成24年9月和水町議会定例会会議録

平成24年9月12日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 平成24年9月12日午前10時00分招集
2. 平成24年9月12日午前10時00分開会
3. 平成24年9月12日午後0時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 蒲池 恭一	2番 豊後 力	3番 中村 一博
4番 古閑 修一	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 荒木 拓馬
10番 杉本 和彰	11番 杉村 幸敏	12番 笹淵 賢吾
13番 庄山 忠文	14番 多賀 勝丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
-------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健康福祉課長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社会教育課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特別養護老人 ホーム施設長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎		

-
12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査（総務文教、厚生、建設経済常任委員会、議会運営委員会、広報調査特別委員会）
- 日程第6 議案第50号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第51号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 和水町消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 和水町町防災会議条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第55号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第56号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第58号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第59号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議案第60号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第17 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第18 発議第2号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 発議第3号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 認定第1号 平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第2号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第3号 平成23年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第4号 平成23年度和水町奨学金貸与事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第5号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第6号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第7号 平成23年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第8号 平成23年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第9号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第10号 平成23年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第11号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第12号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算
- 日程第32 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成24年9月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番小山暁君、8番高巢泰廣君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日まで10日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成24年和水町議会9月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙なところ御出席賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、町長提出議案、条例4件、補正予算5件、その他2件、決算12件、報告1件、計24件、それから、議員提案の条例等3件でございます。

諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛のうえ、議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告6月定例会以後の主な行事及び地方自治法第235条の2、第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計の出納検査の状況は、別紙のとおりお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 平成24年9月和水町議会定例会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今年、和水町においてはこれといった風水害なく、実りの秋を迎えようとしております。稲作におきまして既に稲穂は出揃い、色つくばかりとなっております。そのような今日ではございますが、記憶に新しい東日本大震災3.11から昨日の12日、既に1年半を過ぎたところでございます。しかしながら、なおも復旧・復興なかば厳しい状況が続く中、また、九州北部豪雨に襲われました。これまた多くの方々が亡くなり、多くの家屋が倒壊いたしました。議員の皆様方とともにお悔やみ、お見舞い申し上げ、一日も早い立ち直りを願ってまいりたいと思います。

さて、早くも24年度前半、半年を終えるわけで、後半、心新たに実り多い行政運営に励んでいきたいと考えております。

ところで、今定例会議案第50号から53号まで条例4件、議案第54号から58号まで補正5件、それから議案第59号において、和水町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第60号、工事請負契約の締結について、これは変更でございます。それから認定第1号から12号まで、23年度決算審査12件願うものでございます。

それから報告第5号が1件、以上、町長提案といたします。よろしく御審議、審査願いたいと思います。

ところで、一般会計補正2号の主なものについてちょっと御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億6,441万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ70億8,239万8,000円とするものでございます。その中において、総務費でございますが、残念ながら6月発覚いたしました不祥事の弁護士委託料が発生をいたしました。これは180万でございます。誠に遺憾に感じておりまして、今後常に心緩むことなく心を締めてまいりたいと思っております。

それから財産管理費におきまして、普通交付税が2億3,900万確定いたしましたので、今回、財政調整基積立金として2億円をあげております。それから財産管理事務経費として、まず、土地購入費でございますが、1,153万2,000円、それから、それらに伴う立木補償が180万、合わせて1,333万5,000円をお願いするものでございます。この件については、全協で学校建設用地、町有地周辺の整備活用でございます。

それから民生費で、高齢者福祉事業経費といたしまして、介護予防拠点事業で、一昨年は17カ所を1,780万で整備いたし、今年度16地区でございますが、2,800万で整備を続けるものでございます。

それから災害復旧でございますが、今年農地災害が7カ所、それから農地の農業用施設が13カ所、合わせて3,005万円の事業をお願いするものでございます。

それから土木災害でございますが、17件、5,500万円をお願いいたしております。

主なものは以上でございます。よって、24年度の繰越金残高が4億4,551万でございます。既に今補正まで5,084万繰入れをいたしておりますので、9月補正後、余剰金として3億9,467万円が残るわけでございます。

以上、一般会計の主なものについて説明を申し上げました。

それから、6月定例以後の私の行政行動に関しては、皆様方に配付いたしております報告書のとおりでございます。

以上、行政報告を終わります。大変お世話になります。

○議長（多賀勝丸君） これで、行政報告の説明を終わります。

日程第5 委員長報告 所管事務調査（総務文教、厚生、建設経済常任委員会、議会運営委員会、広報調査特別委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、所管事務調査について、各委員長の研修報告を求めます。

まず、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

視察研修日は7月30日から7月31日の2日間でございます。今回の研修には、常任委員5名、それから総務課長、企画課課長補佐の7名が参加をしております。

今回の主な研修内容は、学校統廃合による跡地の利活用について、それから、光ブロードバンド整備事業についてということで研修を行っております。

まず、初日に鹿児島県日置市吹上町田尻にございます旧藤元中学校跡地にオープンをいたしました「日置藤元陶芸館」を視察しております。ここは中学校が廃校されまして、その後にまた建て替えがなされております。私立の池田中学校がその後開校をしております。名門校でありますラサールに対抗するようなことで開校されたそうでございます。しかしながら、地理的条件もあってか徐々に生徒数も減少しまして、10年後には閉校となっております。その後施設は町に寄贈されまして、その後の利活用というようなことで、まず公募の結果、京都にございます組みひもの会社が入ったそうでございますけれども、思うようにはいかず現在に至っているとのことでございます。

研修当時、7月16日から8月28日までの期間、無料陶芸教室を行っているとのことでしたが、目標数に達するのは非常に厳しいとのことでもございました。それから、施設の常勤の方は現在おられませんで、陶芸館への来賓者の方には、その対応には、その都度予約があり次第、職員の方が対応をされているとのことでもございます。

次に、同じ吹上町にございます旧野首小学校跡地を視察しております。ここは昭和60年に統合のため廃校となっております、その年に町内電子部品会社の誘致、その後、昭和62年には町外の電子部品の会社が進出というようなことで、当時、地域の雇用も相当あったということでもございますけれども、地元の方々も非常に期待をされていたそうでもございますけれども、平成10年、残念ながら操業が停止されてしまったということでもございます。

当時、町の考え方、進め方としまして、企業誘致が第一ということでやってこられたそうでもございますけれども、企業の撤退後、会社から寄贈された跡地の利用につきまして、改めて地域の

方々の希望や考え方を伺ったということで、校舎や周りの自然を壊さないで何とか利用できないかということで公募されたところ、愛媛県生まれで、高校卒業後鹿児島県に転居されておりました洋画家の佳月優さんという方が手を挙げられまして、それから借受けをされまして15年間、現在に至るまで活動をされているとのことでございます。

佳月さんという方は、独学で絵を勉強されまして、日展において特別選を受賞されたこともあり、日展の審査員も務められた経歴の方でございます。日本でも有名な洋画家の方だそうでございます。地元の方々の意向もありまして、廃校展の開催、それから、絵画教室や年3回の個展を開かれておりまして、多いときには年間5,000人の方々が来られたとのことでございます。

現在は公募展などの出品活動は停止されておりますけれども、各方面からの出品依頼もあるというようなことで、またそれから今は大きな構想もあるというようなことから、それに向けパワーを充電されているようでございます。直接お話を伺いながら感じましたことは、自然の豊さと古い木造の校舎が創作意欲を駆り立てているのではないかと思っただ次第でございます。実際に教室に展示してありました絵を見せていただいたわけでございますけれども、教室の高い天井もあってか、横約2メートル縦3メートル、大きさで言いますと200号ほどの人物画が飾られておりました。

私自身、絵のことはよく分かりませんが、その色使い、表情、スケールの大きさには圧倒された次第でございます。現在も全国各地から絵画教室を訪れる生徒さんがおられるそうでございます。

今回のこの研修に最初から案内や説明をしていただきましたのは、日置市総務企画部地域づくり課参事の有村弘貴さんという職員の方でございます。このような取り組みが文部科学省選定の廃校リニューアル50選で紹介されたというようなことで、今年熊本学園大学で開催されました廃校や余裕教室を活用した「地域コミュニティづくり全国サミット」において発表された方でもございます。

有村さんのお話を伺った中で、跡地の利活用について、「もちろん企業の誘致は進めなければなりませんけれども、自然を大切にしながら、地域も密着して活動をしていただく人材の誘致が必要なのではないのかな」と、そう言われた言葉が大変印象に残った次第であり、考え方としまして、我が町が今後取り組んでいくうえで、ひとつの参考になるのではないかと感じた次第でございます。

翌31日は、鹿児島県肝付町光ブロードバンド整備について研修を行いました。肝付町は、平成17年7月に2町合併により誕生した町でございます。平成24年6月現在、人口1万7,212人、高齢化率は36.4%で、我が町同様高齢化が進んでおりまして、年々一人暮らしの世帯が増加をしているとのことでございます。

これまでに過疎化による様々な問題、地理的要因から生じる情報通信の格差を総合的に解決する事業が求められていたということで、国が掲げる「次世代ブロードバンド戦略2010」の中の超高速ブロードバンドの整備がなされたということでございます。

整備の形態は、町が工事を行い、NTT西日本へ長期的に貸し出し、ブロードバンドサービス

を町民に提供するという公設民営方式が採用されております。事業の過程につきましては、平成21年、公設民営での町内全域光ファイバー整備の検討がなされまして、同年6月総務省に要望書の提出、同年8月に総務省の内示を受け、予算の計上、事業者の公募、契約と順調に進み、平成23年6月よりの供用開始となっております。

加入率につきましては、平成23年6月277件であったものが平成24年6月現在1,619件と増加しておりますが、目標の2,400件にはまだまだ届いていない、非常に厳しいものがあるというようなことでございました。しかしながら、現在行っている高齢者でも簡単に使えるテレビ電話端末の導入によりまして、日常的な高齢者の見守りや地域間でのコミュニケーションを図り、緊急時の情報等を発信できるよう構築をしたことで、町民の関心も高まりつつあるというようなことで、今後もその普及利用を促進していくとのことでございます。

また、その他の利活用としまして、NPO法人への委託により、肝付情報局として町の紹介、観光情報、イベント物産の情報の発信や数多くの町民が参加し、つくり上げる住民共同型のサイトの構築などが図られております。

今後の取り組みとして、町の地域情報化基本計画に示されている様々な利活用を図っていくとのことでございます。総務省の補助対象であります加入率50%以上となったことで、非常に敷居が高くなったわけでございますけれども、今後、我が町でも非常に要望の高い光ブロードバンドの整備に向け、ランニングコストも含めて適用できる過疎債での対応を含め、NTTへの相談など、検討の時期がきているのではないかと思った次第でございます。

以上をもちまして、総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） おはようございます。

厚生常任委員会所管事務調査研修報告を行います。

厚生常任委員会は7月19日、20日の2日間の日程で宮崎県えびの市と西都市の視察研修を行いました。参加者は厚生常任委員5名、総合支所福祉課長、病院事務長の合計7名でございます。

19日はえびの市の市立病院の研修を行いました。えびの市の概要は、人口2万1,756名、世帯数1万64戸となっております。

まず最初にえびの市立病院事務長さんより、市立病院の概要についての説明を受けました。昭和26年の開設で、入院ベッド数は50床、診療科目は内科・外科で、1日の平均の入院患者数は40名、外来患者数153名で、医師5名、また職員は51名で運営されているとのことでございました。人口的にみますとちょうど我が町の倍の人口で、病院のベッド数にしますとうちの半分ということでございます。

経営状況につきましては、どこも苦しく、対策としては、特に薬品の仕入れについては、事務長がメーカーと交渉して仕入れを行い、コストの低減を図っているとのことでございます。外来の患者さんの対応については、嘱託職員21名で対応しているとの説明でございます。正職員では

なく嘱託職員ということでびっくりしたわけでございます。また、平成15年度より独立採算を目指して病院財政健全化実施計画書を作成し、健全化への改革に取り組んでいるとのことでございます。また医師の確保についてはどこも難しく、宮崎大学に相談に行っても門前払いをくらい、大変困っているとの説明がございました。どこの病院も経営状況は厳しいものがあるとの話があり、1日目の研修を終わりました。

2日目の研修は西都市の研修で、主な研修の目的は介護保険です。西都市は人口3万4,087人、世帯数1万2,064戸で、高齢化率27%で若い人が多いとのことでございます。介護保険の決算状況は、23年度で28億4,000万と市の決算に占める状況は11%となっているとのことでございます。介護保険料は、第1期3,198円、第5期現在ですが4,940円とのことでございます。全国平均が4,972円でございますので、同水準となっているようでございます。また、保険料の徴収率について説明がありましたが、徴収率は84%で増える傾向になっているとのことでございます。

それから、一人暮らしの高齢者は、70歳以上でございます。2,185人で増加傾向となり、今後万一のときの災害の対応について支援を考えないといけないとのことでございます。また、高齢者クラブ連合会は、クラブ数40団体で、人員2,185人と減少傾向となっている。それから敬老祝い金については、この前、我が町でも敬老の祝いがありました。西都市では、喜寿のお祝い金が市からの祝い金が5,000円、米寿のお祝い金1万円、白寿の祝い金2万円、100歳以上のお祝い金3万円で、100歳以上の方は、市長さんが各家庭を訪問して祝福しているとのことでございます。また100歳以上の長寿の方には、毎年お祝い金が3万円支給されているとのことでございます。

最後に、これは総務委員会の管轄になるかもしれませんが、西都市に行きましたので西都原古墳があります。日本最大の西都原古墳群でございますが、これは300基の古墳がある所でございます。そして、古墳群とまた県立西都原航空博物館を見学をいたしました。その博物館は、建築費が30億円で、目を見張るような大きい博物館でございます。そういうことで大変感銘を受けながらみんなで研修をしたわけでございます。

展示されている資料につきましても古代の資料が数多く展示されておりました。宮崎県最大の観光地である350基の古墳群等を研修し、2日間の研修を終わりました。

以上で、厚生常任委員会の研修報告といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで、厚生常任委員長長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 改めましておはようございます。

建設経済常任委員会では、7月19、20日の2日間の日程で、天草市及び上天草市を建設経済常任委員4名、建設課長、それから支所事業課長、計6名にて研修を行いました。

まず、初日に熊本天草幹線道路の視察を行い、天草地域振興局土木部の担当者より詳細にわたり説明を受けました。幹線道路は、熊本市と天草市本渡を結ぶ延長約70キロメートルの間に計画されており、熊本市と県内の主要都市を90分で結ぶ構想実現への専用道路として位置づけされて

おります。70キロのうち国の施工区間が32キロ、熊本県施工区間38キロであります。現在大矢野バイパスの工事が進んでおり、平成6年に事業着手、区間は宇城市三角町三角浦から上天草市大矢野町登立区間の約3キロであります。総事業費185億円、うち天門橋、これは仮称でございますが、90億円とのことでございました。

現在、登立トンネルの工事が進められており、総延長333メートル、工法はダイナマイトによる発破工事とのことで、1メートル進むことに300万の費用がかかるということです。やはり交通網の整備には相当の年数と費用がかかると再認識をいたしました。

次に、天草市の路木ダムについて、熊本県天草地域ダム建設事務所担当者から説明を受け、路木ダム建設現場の視察を行いました。熊本県は、天草地域における慢性的な水不足や洪水等の自然災害を緩和するため、治水・利水を兼ね備えたダムを造ることが最も効率的及び効果的な手法であると判断し、平成4年に調査着手し今日に至っております。施設の概要は、重力式コンクリートダム、堤高53メートル、堤長173メートル、堤堆積は8万7,000立米ということでございます。

平成22年3月よりダム本体工事がスタートしてしております。本体工事費が約70億円とのことでございますが、この事業においても20年余りの年月を費やしてしておりますが、事業効果を期待し、研修を終えました。

2日目は、天草市におけるオリーブの島づくり及び農業の6次産業化の取り組みについて視察研修をいたしました。

天草市は、農業振興課内にオリーブ振興係を設置し取り組まれております。振興の取り組みとして、平成21年よりオリーブオイルのセミナー開催、地元企業による試験植栽、九電工によるパイロット事業参入等を踏まえ、平成22年4月オリーブの島づくりをスタートしてしております。

着目点として、オリーブオイルの効能、耕作放棄地対策、栽培管理が容易であり、また天草の農産物とのマッチング、さらに地域内での6次産業化が可能ということで、これらを総合判断のなか「天草市オリーブ振興協議会」を設立されております。市・県・J A・苓明高校・観光協会・参入企業がブランド化に向け取り組まれております。

行政支援といたしまして、植栽にかかる経費の2分の1を補助、上限が10アール当たり10万円ということでございます。また商品開発等を実施する事業ということで、施設整備費・搾油機導入・技術習得・商品開発、これらの補助対象費の2分の1以内ということで補助があります。上限が1,000万円ということでございました。現在の植栽状況は、栽培農家110名、栽培本数で1万3,850本と、栽培面積が29.8ヘクタールの規模でありました。天草市のこのような取り組みが、農業振興や地域の活性化に大きく貢献するものと思ひ、研修を終えました。

最後に、大矢野物産館さんぱーるを研修視察をいたしました。施設概要としては、本館が直売所・レストラン・惣菜加工販売として営業してしております。平成12年10月6日にオープン、面積が916.73平米、事業費2億6,878万8,000円ということでございます。

さらに新館2棟を平成19年4月13日にオープン、面積588.24平米、事業費が1億5,048万4,000円、施設としては、花売り場・魚売り場・事務所となっております。管理運営については、指定管理者、パライズ上天草株式会社、資本金5,100万、資本比率が上天草市70%、J A天草20%、

天草漁業協同組合4%、大矢野酪農農業協同組合2%、それから大矢野商工会2%、その他2%の構成でございます。従業員は、取締役5名、監査役2名、正社員13名、パート37名での運営でございます。パートにつきましては時間単位になっております。

平成23年度の収支決算では、収入8億7,600万円、支出6億1,000万円で、経常利益1,500万円の黒字を計上されております。立地条件として海産物等が好調でかなりの売上げ増とのことでございました。

今後はアンテナショップ、熊本駅新幹線架橋下商業施設を拠点として、市のPR、プライベートブランド商品の開発に取り組み、年商10億円を目標にさらなる飛躍を成し遂げると意気込んでおられます。

今回、熊本県内を視察研修いたしました。身近なところで地域性を十分に生かし、住民はもちろん観光面の機能充実を図り、顧客の掘り起こしに知恵と英知を出し、特色ある事業展開をなされてることに共感し、研修報告といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして皆さんおはようございます。議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから平成24年度議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

和木町議会運営委員会では、議会広報調査特別委員会と合同で、去る8月7日と8日の2日間の日程で、山口県玖珂郡和木町議会の視察研修を行いました。今回は議運と広報で視察を行いましたのは、議会運営委員6人のメンバーの中に3人は広報委員を兼ねておりますので、委員会のそれぞれの研修目的にふさわしい先進的な取り組みを実践しております和木町に絞って、今回研修を行った次第でございます。

和木町は、山口県と広島県の県境の広島湾に面しました人口6,602人、面積が10.5平方キロメートルであります。主に三井化学株式会社岩国大竹工場の石油貯蔵施設等のベッドタウンとして発展してきた町であります。平成の大合併では、山口県下でも大規模な合併が行われておりますが、当和木町は、合併しない町として単独町政を町民大多数の意思で選択した町であります。

平成24年度の一般会計当初予算額は41億5,000万円で、その中で町財政を特色づけている歳入項目として目を引きましたのは、米軍再編交付金約2億600万円と、石油貯蔵施設設立立地対策費補助金6,600万円が10年間継続して交付されているとのことでございました。

ところで、今回の議会運営委員会の視察目的は、山口県で2例目といわれております和木町議会基本条例の制定までの経過と、その条例の構成や内容について視察をお願いした次第でございます。

和木町議会基本条例は、前文から始まり、第1章から第8章までの全13条で構成されており、その基本条例を設置した背景と目的につきましては、次のように述べております。

和木町議会は、町民が選択した単独町政を発展させ、地域の主体性と福祉の向上に積極的な役

割を果たすということと、地方分権が拡大される中、議会は立法機能と執行機関に対する監視を行うと同時に、政策の立案・決定・執行・評価における論点・争点を広く町民に明示し、町民議論に門戸を開く使命をおびており、協議会の公平性・透明性・信頼性かつ独自性を確保することによって、町民の負託にこたえる議会の実現と町民参加を推進するために議会基本条例を制定したとの説明でございました。この基本条例全文の説明を受けた印象としましては、まさしく議会と議員が常に担わなければならない役割と責務が的確に網羅されており、最終的には、町民の負託にこたえる議会改革を目指そうという、和木町議会議員一人一人のなみなみならぬ決意が伝わってまいりました。

そして、その基本条例の中には、大きな三つの柱が提示されております。1点目は、議会まちづくり懇談会を必ず年1回開催し、町民との意見交換を行う。2点目は、議員の質問に対する町長への反問権を付与するということです。3点目は、議員相互間の自由討議を推進するということが、議会の町民に対する責務として明記してありました。このことは町政全般の課題と町民全体の意見を把握し、町民の代表としてふさわしい活動をするということと、議員自ら議員研修を実施し、自らの資質の向上に努めながら町民との接触の機会を設け、議員としての説明責任を果たすという、必要な措置を講ずるために規定されたものでございます。

この基本条例制定の背景には、和木町議会議員の定数削減に関する経緯と歴史があり、平成19年12月議会で定数14人が10人となり、平成23年の一般選挙から定数10人が誕生していますが、この定数問題と連動して、平成20年3月に議会活性化調査研究特別委員会が設置されまして、条例制定のための取り組みが開始され、3年後の平成22年9月6日に議員発議で、議会全員一致で制定、可決されております。

今回、和木町議会を視察いたしまして感じたことは、議会基本条例を自らの意思と言葉で表すことによって、二代表制の一翼を担う議会を目指そうという強い意志と意気込みが伝わってきましたし、町民の意思を的確に反映する議会を実現するために、必死に頑張っておられる姿が強く印象に残っています。地域主権が拡大される中、町民の負託にこたえる議会の実現とともに、町民参加を推進する意味から、今回の視察研修がその第一歩の足掛かりとなり、大変充実した研修となったことを御報告し、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで、議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会広報調査特別委員長の報告を求めます。

議会広報調査特別委員長 小山 暁君

○議会広報調査特別委員長（小山 暁君） 再び登壇いたしました議会広報調査特別委員長の小山でございます。

ただいまから、平成24年度議会広報調査特別委員会の所管事務調査報告を行います。

和木町議会広報調査特別委員会では、議会運営委員会と合同で、去る8月7日と8日の2日間の日程で、山口県玖珂郡和木町役場で視察研修を行いました。和木町まで距離にして約325キロ、所要時間約4時間半の行程でしたが、無事に到着し、午後2時からの研修となりました。

和木町議会からは、米本議長をはじめ広報委員長の兼本議員外3名の議員と平岡議会事務局長

など7名で対応していただきました。

和木町議会は、県内の町議会で最初に議会基本条例を制定し、議会まちづくり懇談会を開くなど町議会としての活動が高く評価され、その功績が認められ、本年2月17日に全国議長会表彰を受けております。

和木町議会の広報編集体制は、議員4人と事務局1人の計5人で構成されておりますが、創刊号は昭和59年1月10日となっております。途中、平成17年2月1日には、町がケーブルテレビを敷設したため、議会広報が一旦廃止となっております。それから6年後の平成23年8月1日から再発刊となり現在に至っております。発行回数は年4回で、発行に要する期間は平均で1カ月半となっております。発行予算は38万480円で、一部の単価は31円となっております。仕様はA4判で、ページ数は8ページ、印刷部数は2,900部となっております。

発行手順としましては、会期中に委員会を開催し、編集日程を決めているとのことでした。発行までに編集委員会を4回開催しており、1回目は定例会会期内で開催し、2回目は一般質問者の原稿を取りまとめてレイアウトを定め、写真の決定後、印刷会社へ入稿するという手順をとっています。3回目は、ゲラ刷りで校正作業を行い、写真も随時変更し、表紙を決定後に印刷所へ入稿する手はずとなっております。そして4回目に全体の最終校正を行い、全員での読み合わせを行い、再確認を行うということをございました。編集方法としては、取材からレイアウトまですべて編集委員で行っているということをございます。それから、編集で特に気を使っているところは、極力専門語を使わずに、一般住民が読んで理解できるようにしているということでした。特に予算関係は分かりやすく、また興味を持って読んでもらえるように身近な話題を取り上げるようにしており、表紙は発刊日を考慮して、季節感や時期的なイベントを考慮して選ぶように心掛けていたということをございました。そのほか一般質問者が多い場合は、ほかの内容を削るなど配分に気を使っているけれども、どこを省くかで苦勞をしているというお話がありました。

その他編集にあたって感じましたことは、住民からの反応や提言がなく、一方通行の不安を感じる時があるのでは、なるべく住民と交互通行でできる記事内容にしたいと考えているというような説明でありました。それから記事の内容に対しまして、執行部から表現の変更や要望などがあるそうですが、努めて議会の独立性は何かと考えながら編集作業にあたっているということでした。

冒頭に議会まちづくり懇談会のことには触れましたが、年1回3日間の日程で、町内3カ所で懇談会が開催されておりますが、会場では多くの参加者から、身近な生活の要望から町政に対する大きな問題まで、幅広い意見が出されるそうでございますが、議会では、これらの意見や要望を議会に持ち帰り、分類して各委員会に付託し、調査検討したうえで町側に伝え、町長への提案としているそうでございます。まちづくり懇談会で十分な回答ができなかったものにつきましては、質問の性格別に広報委員会で分担し、調査検討を行い、議会広報紙面で回答しているとのことをございました。

そのほか広報委員会では、読みやすい広報を目指して、議会広報の技術向上の研修会を開催したり、東京の中央研修にも参加しているとのことをございました。

今回は和木町議会広報委員会の取り組みについて研修を行いました。議会だよりの発行に心血を注いでおられる委員さん方の一人一人のエネルギッシュな取り組みは、我々に取りましては大変な励みになりましたし、これからの紙面づくり大変参考になりました。今後の広報編集にあたりましては、町民の皆様にごできるだけ読みやすく分かりやすい、親しみの持てる紙面づくりにより一層努力してまいりたいと、今回の研修を通じて確認をし合った次第でございます。

以上で、議会広報調査特別委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第50号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第50号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第50号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、本来6月に発覚しました会計室会計職員の不祥事に伴い、指揮監督責任者として、町長及び副町長の給料の額を減額する条例改正となります。改正内容は、附則に次の1項を加えます。

4項としまして、平成24年10月1日から平成24年11月30日までの間、町長及び副町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず同条の規定により支給されることとなる額から、町長についてはその額の100分の20を、副町長についてはその額の100分の10をそれぞれ減じた額とするものがございます。

以上、簡単ですが議案第50号の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第51号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第51号「和水町振興計画審議会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第51号、和水町振興計画審議会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、本年4月から企画課の設置に伴い、和水町振興計画審議会条例の改正が必要になるための改正となります。

改正の内容は、次のページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表をごらんください。

7条中に「審議会の庶務は総務課において処理する」となっており、3月までは総務課企画室において処理しておりましたが、本年4月から企画課の設置に伴い企画課で処理するため、「総

務課」を「企画課」に改める改正となります。

以上、簡単ですが議案第51号の提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第52号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第52号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第52号、和水町消防団条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、消防組織法の改正に伴う条番号の改正及び経費削減並びに機能的な消防団の組織づくりを図るため、現状にあった条例定数に変更する必要があるための条例改正でございます。

改正内容は次のページの新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。

第1条中消防組織法第15条の2及び第15条の6を、消防組織法第18条に改め、第3条中「団員の定数は640人とする」を「580人」に改正するものでございます。

以上、簡単ですが議案第52号の提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第53号 和水町防災会議条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第53号「和水町防災会議条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第53号、和水町防災会議条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、和水町防災会議条例を改正する必要があるための改正でございます。改正内容は、次のページの新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。

所掌事務関係の第2条中第2号を「当町の諮問に応じて和水町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、第3号を「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」に改正し、「第4号を前3号に掲げる者のほか」を削ります。

次に、会長及び委任のところで、第3条中第5項第6号を「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者（9人以内）」に改正するものでございます。

以上、簡単ですが議案第53号の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。11時15分より会議を開きます。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第54号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第54号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第54号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,441万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,239万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

第2表、地方債の補正です。

追加を1件行っております。これは災害復旧費の現年度分、補助災害復旧事業に2,730万円を追加しております。内訳は、今年発生しました災害の農地等災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費に借入れを予定しております。

次に、7ページをお願いします。

地方債の補正の変更を1件行っております。これは臨時財政対策債の平成24年度の発行可能額の確定により、1,094万5,000円減額し、2億5,905万5,000円としております。

次に、10ページをお願いします。

歳入の補正です。主なものを説明いたします。

1款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の普通交付税を2億3,989万7,000円補正しております。これは平成24年度分の交付額が31億8,989万7,000円と決定したことにより、2億3,989万7,000円を補正しております。

次に、12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金の農地等災害復旧事業分担金を300万5,000円補正しております。これは今年の梅雨前線豪雨により被災した農地災害及び農業用施設災害の工事費に対する分担金でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木災害復旧費負担金の現年度公共土木災害復旧費負担金を3,668万4,000円補正しております。これも今年の梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設に対する国庫負担金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節高齢者福祉補助金の介護特別対策補助金を2,889万8,000円補正してあります。これは、介護予防拠点整備事業として地区の公民館を改修する事業で、今年度16の地区の公民館の改修要望が出ており、その事業費に対する県補助

金10分の10の補助でございます。

次に、同じく15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の戸別所得補償、人・農地プラン事業補助金を300万円補正しています。これは、青年就農給付金事業という経営を開始して間もない期間、5年間を支援対象とする事業で、年間150万円が最長5年間給付されるものでございます。

次に、同じく2節の林業費補助金の森林整備地域活動支援交付金330万円の補正は、玉名森林組合が策定する森林経営計画に対する必要経費の町補助金に対しての県からの補助金でございます。町補助金の4分の3が県補助金となっておりますので、その330万円となります。

次に、11ページをお願いします。

同じく15款県支出金、県補助金の8目災害普及費県補助金、1節農地等災害復旧事業費補助金の農地等災害復旧事業補助金（現年度）を1,798万円補正しております。これは、今年の梅雨前線豪雨により被災した農地災害及び農業用施設災害に対する県の補助金でございます。

次に、同じく15款県支出金、3項県委託金、4目農林水産業費県委託金、1節農業費委託金の県営圃場整備事業換地事務委託金を789万円減額補正しております。これは、和水東部地区の換地業務委託料の支払の形態が、県から町を通じて土地改良連合会へ交付されていたものが変更となり、県から直接土地改良連合会へ交付されることとなったための減額でございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金の前年度繰越金を1,340万1,000円増額して財源調整のため補正を行っております。

次に、20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1節雑入の大牟田・植木線道路改良に伴う補償金を239万3,000円補正しております。これは、県道大牟田・植木線の道路改良及び橋梁工事に伴い、町道藤田・前原線に設置してある防火水槽を、隣接する民有地に移設する必要があるための県からの移設費としての補償金でございます。

次に、21款町債、1項町債、7目災害復旧事業債、10節農林水産業施設災害復旧事業の900万円は、農地災害及び農業用施設災害の分の起債でございます。同じく、2節の公共土木災害復旧費の公共土木災害復旧事業債の1,830万円は、公共土木施設が被災した分に対する起債でございます。同じく、町債の9目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債の臨時財政対策債を1,094万5,000円減額しております。これは24年度の発行可能額の確定によるための減額でございます。

次に、12ページをお願いします。

歳出の補正です。主なものを説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の顧問弁護士委託料を160万円補正しています。これは、顧問弁護士への委託料の増額補正でございます。本年6月に処分した職員から県の人事委員会へ不服申立書が提出されており、これに対する答弁書の作成及び口頭審司への代理出席の経費及び不明金等の捜査を警察へ提出する告訴状の作成及び、また、8月29日に処分職員の父親から、町を相手として不当利得返還請求訴訟の訴状があっており、これに対する答弁書の作成料とか、口頭弁論への代理出席に伴う交通費等の経費の補正となります。

以上、それぞれの案件の対応につきましては、町が委託しております顧問弁護士を代理人とし

て選任しており、対応をしていただくこととしております。詳しい現在の経過等の状況については、後ほどの全員協議会で時間をいただいて御説明いたしたいと思っております。

次に、同じく13節委託料の公平委員会事務委託料を20万円補正しております。これも処分職員から出された不服申立てに対する県の人事委員会での審議にあたっての経費でございます。同じく、総務費、総務管理費の3節財政管理費、25節積立金の財政調整基金積立金を2億円補正しております。これは、財政調整基金への積立金として2億円を予定をしております。同じく、総務費、総務管理費、5目の財産管理費の17節公有財産購入費の土地購入費を1,153万2,000円補正しております。これは、菊水の里の奥に町有地があり、この町有地の有効活用を図るための周辺山林の土地の購入費でございます。

次の22節補償補填及び賠償金の補償金180万円につきましても、この有効活用するための山林購入に伴う立木の補償費でございます。同じく、総務費、総務管理費の13目諸費、26節寄附金の九州北部豪雨災害寄附金を100万円補正しております。これは、九州北部災害に対する町からの救援金として100万円を計上しております。

次に、13ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費、19節負担金補助及び交付金の介護予防拠点整備補助金を2,890万円補正しております。これは、介護予防拠点整備事業として地区の公民館を改修する事業の事業費でございます。

次に、14ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費、13節委託料の和水東部地区換地業務委託料を770万円減額補正しております。これは、和水東部地区の換地業務委託料の支払の変更により減額となります。同じく、19節負担金補助及び交付金の和水西部地区県営事業負担金を1,400万円補正しております。これは、追加割当て分の1,400万でございます。

次に、同じく農林水産業費、農業費の14目戸別所得補償、人・農地プラン事業費、19節負担金補助及び交付金の青年就農給付補助金（補助）を300万円補正しております。これは、青年就農給付金事業という経営開始して間もない約5年間を支給対象とする事業で、今年度は下半期分の半額で75万円の4人を対象とするということで、300万円の補助となります。

次に、6款農林水産業費、2項の林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金の森林整備地域活動支援交付金事業補助金を440万円補正しております。これは、玉名森林組合が策定する森林経営計画に対する必要経費の町からの補助となります。

次に、15ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、15節工事請負費を239万4,000円補正しております。これは、先ほども申しましたように県道大牟田・植木線の改良に伴い、町道藤田・前原線に設置してある防火水槽の移転費用でございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の工事請負費を190万6,000円補正しております。これは、東小学校の校舎用消火ポンプ及び配管等の交換工事費でございます。

次に、16ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農地等災害復旧費、15節工事請負費の工事請負費を3,005万円補正しております。これは、今年の梅雨前線豪雨による災害の農地災害が7カ所1,035万円、農業用施設災害が13カ所1,970万円、合計の3,005万円の工事費となります。同じく、災害復旧費の3目林業施設災害復旧費、15節工事請負費の工事請負費を300万円補正しております。これも7月の豪雨に伴う災害復旧工事分で、作業道日平線と作業道大田黒線、単県治山事業の板桶東分の3件の合計の300万円となります。同じく、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費、15節工事請負費の工事請負費を5,500万円補正しております。これは、今年の豪雨による災害の公共土木施設が被災した17カ所分の工事費となります。

以上、簡単ですが議案第54号の提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第55号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第55号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第55号、和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険事業会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,144万9,000円とするものでございます。

まず、最後のページの8ページの歳出から説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4節共済費、社会保険料11万円、賃金の77万円、7月1日付けの人事異動に伴いまして8月1日から臨時職員1名を雇用しております。一般管理費より9月分から来年の3月分までの7カ月間の分の賃金を予算計上しております。

次に、8款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費の4節共済費、社会保険料の1万6,000円、賃金の12万7,000円、臨時職員8月1日から雇用しておりますので、1カ月分を予算計上しております。

次に、7ページの歳入でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金、前年度繰越金102万3,000円を増額計上しております。

以上で、簡単でございますが、去る9月5日に開催しました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、提案理由の説明といたします。

日程第12 議案第56号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第56号「平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算

(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) 議案第56号、平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,976万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,408万円とするものです。補正予算の内容について説明申し上げます。

まず、補正予算書の5ページをお願いします。

歳出財源処理のために繰越金を1,976万7,000円追加し、歳入調整をするものです。

次に、6ページをお願いします。

7款諸支出金、1項償還金、2目償還金の23節償還金利子及び割引料を1,513万5,000円増加し、同じく7款諸支出金、2項繰越金、1目繰越金、28節繰越金を463万2,000円増額するものです。これは、平成23年度決算により、給付金1,467万2,513円、地域支援事業391万8,592円が事業費が計算より少なくすんだため、事業費の負担比率に応じまして国へ25%分の848万1,170円、県へ12.5%分の191万2,900円の合計、それに支払基金の個人負担割合50%のうちの30%分469万6,129円の合計1,513万5,228円を返還し、町一般会計負担比率12.5%分463万2,496円を繰り出しするものです。なお、平成24年7月26日、介護保険運営協議会に諮り、了承を得ることを申し添えます。

以上で、平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第57号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第13、議案第57号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長(石原恵一君) 議案第57号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,151万7,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。5ページをお願いします。

歳入について説明します。

7款繰越金の繰越金、繰越金を1万8,000円補正しまして、1,301万7,000円としております。これは、前年度繰越金を歳出補正額の財源としまして、1万8,000円を補正しているところでございます。

以上が、歳入の補正でございます。

次のページの6ページをお願いします。

歳出について説明いたします。1款総務費の1項施設管理費、1目一般管理費を1万8,000円補正しまして、4億2,968万9,000円としております。

内容を説明いたします。23節償還金利子及び割引料の1万8,000円は、介護職員処遇改善交付金返還金でございます。介護職員処遇改善交付金、これは国庫補助金でございましたけれども、これは平成21年の10月の施設サービス分の提供分から始まりまして、今年の3月の施設サービス提供分で終了いたしました。それで、そのあとは今年の4月分からの提供分でございますけれども、介護報酬改定に伴いまして、報酬額に介護処遇改善加算という形で交付するということになりましたので、2月、3月の提供分を精算する必要がございます。2月、3月分の実績によりまして算定しまして、この交付金が154万8,265円でございます。介護職員に支給しました手当、賃金としました支給額が153万609円でございますので、差額が1万7,656円生じまして、この金額が返還金となり、1万8,000円を補正をしたところでございます。

返還金が生じた要因としましては、今年5月に介護士の臨時職員でございますけれども2名採用しましたけれども、2名とも数日で辞めたということで、退職いたしましたので、こういった返還が生じたわけでございます。

以上で、議案第57号の提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第58号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第58号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第58号、平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出とも61万3,000円を増額し、計の9億2,526万8,000円としております。

初めに収入から申し上げます。第1項の医業収益で61万3,000円を増額しています。

次に、支出でございますが、第1項の医業費用で12万1,000円の増、それと第6項の特別損失49万2,000円を増額としております。

内容につきましては、2ページからの実施計画で説明いたします。

それと、職員給与費を9万7,000円増額し、6億22万9,000円としております。

では、2ページをお願いします。

2ページは、収益的収入の実施計画書でございます。医業収益の入院収益で61万3,000円を増額しています。

これは、今年度予定しております診療加算申請分で、医師事業事務作業補助加算等の加算分の報酬収益を考えております。

次に、3ページでございます。

3ページは、収益的支出の実施計画書でございます。

初めに、医業費用の給与費、報酬につきましての補正ですが、本年度検討しています地方公営企業ほうの全部適用へ移行するための運営委員会費用9万7,000円でございます。また、これに伴います費用弁償2万4,000円です。

次に、特別損失で過年度損益修正損49万2,000円でございます。これは、過年度損益修正、この過年度損益修正損は、年度末3月の国保、社保等の保険料請求額が過大調定等によりまして補正提案したものでございます。

以上で、議案第58号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第59号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第59号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第59号について説明申し上げます。

議案第59号、和水町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に、「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる」との規定に基づき、平成22年9月17日、別冊和水町過疎地域自立促進計画を議決していただきました。

また、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に、市町村計画を変更するときは、第1項の規定を準用することになっており、議会の議決を図る必要があるため、議案第59号を提案するものであります。

つきましては、この議案第59号につきまして説明させていただきます。

平成24年6月21日、議案第42号、和水町出生手当支給条例の廃止について、議会の議決をいただき、併せて、和水町出生祝金支給要綱が施行され、平成24年4月1日までさかのぼって適用されております。元の条例では、第3子以降の子の出生に対し助成を行ってまいりましたが、要綱では、第1子の出生から助成をさせていただくことになりました。それに伴う計画の変更です。

議案を1枚めくっていただきたいと思えます。左肩にNo.1とありますが、ごらんください。変更箇所のみ申し上げます。

和水町過疎地域自立促進計画23ページ第13行にある第3子以降の子の出生に、同計画24ページ表内（7）過疎地域自立促進特別事業、事業内容、「出生手当支給事業」を「出生祝金支給事業」に改め、第1子20万円、第2子20万円を追加するものであります。

次のページ、No.2をごらんください。これも同じ趣旨で、計画34ページの関係箇所の記述を変更するものであります。

以上をもちまして、議案第59号、和水町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明といたします。

日程第16 議案第60号 工事請負変更契約の締結について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第60号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 議案第60号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第5項及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の契約は、議会の議決を図る必要があります。平成24年2月27日に開催されました議会において、当時の議案第2号、工事の契約の締結について議会の議決をいただいております。

ところで、昭和26年11月15日に出された行政事例に、議会の議決を経た事項の変更については、すべて議会の議決を経なければならないとなっており、第60号を提案したところです。

それでは中身について説明いたします。

事業の名称は、菊水区域小中併設型校舎敷地造成東工区2期2号工事であり、変更するのは契約金額であります。今回変更による増額は1,327万2,461円、変更後の契約金額は8,929万2,461円とするものであります。なお、契約金額を変更する主な要因は、伐根による根株等が多くありまして、夏季に乾燥させ軽量化に努めましたものの、産業廃棄物処理費が嵩み、これを本工事に追加させていただいたためでございます。

以上をもちまして、議案第60号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明といたします。

日程第17 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定めるため、この条例を制定する必要がありますので、地方自治法第112条及び和水町議会規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案するものでございます。

条例の制定趣旨全文を説明いたしますので、そこを開いてください。

地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例を、次のように制定することとする。

地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例。

趣旨、第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、和水町議会の議決すべき事件について定めるものとする。

議決すべき事件、第2条、和水町議会が議決すべき事件は、和水町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

その他、第3条、和水町及び和水町教育委員会等の作成する計画等について策定変更すれば、速やかに議会に内容を報告しなければならない。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおり提案いたしますので、御審議のうえ御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

日程第18 発議第2号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、発議第2号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 発議第2号、和水町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

先の一部機構改革によりまして新しく企画課が設置されたのに伴い、条例を改正する必要が生じたので今回提案するものでございます。

本議案は、地方自治法第112条及び和水町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案するものであります。

新旧対照表によって説明をいたしますので、そこをごらんください。

改正前の第2条第1号中の「オ」を「カ」とし、「エ」を「オ」として「ウ」を「エ」とし、「イ」を「ウ」とし、「ア」の次に「イ」の企画課に関する事務を挿入するものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおり提案いたしますので、御審議のうえ御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

日程第19 発議第3号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、発議第3号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 発議第3号、和水町議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を行います。

和水町議会議員定数の減により、規則を一部改正する必要がありますので、地方自治法第112条及び和水町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案するものであります。

和水町議会会議規則の一部改正内容について、別紙新旧対照表で説明いたします。そこをごらんください。

第9条第2項ただし書、第19条ただし書、第37条ただし書、第56条第2項、第81条第2項、第82条第1項、第87条ただし書及び第88条第2項ただし書中、「3人以上」を「2人以上」に改めるものであります。

なお、附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上のとおり提案いたしますので、御審議のうえ御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

-
- 日程第20 認定第1号 平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第21 認定第2号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
 - 日程第22 認定第3号 平成23年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
 - 日程第23 認定第4号 平成23年度和水町奨学金貸与事業会計歳入歳出決算
 - 日程第24 認定第5号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
 - 日程第25 認定第6号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
 - 日程第26 認定第7号 平成23年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
 - 日程第27 認定第8号 平成23年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
 - 日程第28 認定第9号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
 - 日程第29 認定第10号 平成23年度和水町春富財産区事業会計歳入歳出決算
 - 日程第30 認定第11号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
 - 日程第31 認定第12号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、認定第1号「平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算」から日程第31、認定第12号「平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 徳永宣久君

○会計管理者（徳永宣久君） 認定第1号、平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算から、認定第12号、平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算までの12の会計につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を

付けて議会の認定に付さなければならぬため提案するものでございます。

別紙で認定第1号、一般会計決算書の上のほうに、平成23年度各会計歳入歳出決算総括表というのがございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

それでは、総括表を読み上げながら決算の提案理由の説明とさせていただきます。

まず、認定第1号、一般会計、まず、各会計とも予算現額、歳入決算額、歳出決算額、差引残額の順に読み上げてまいりたいと思っております。

まず、認定第1号、一般会計71億4,750万6,000円、72億3,142万3,251円、67億6,527万4,903円、継続費、逡次繰越、繰越明許費繰越額2,063万8,000円、差引残額4億4,551万348円。

認定第2号、国民健康保険事業会計16億8,259万7,000円、17億1,744万715円、15億8,321万5,693円、1億3,422万5,022円。

認定第3号、介護保険事業会計15億6,275万2,000円、15億9,410万2,221円、15億3,356万3,027円、6,053万9,194円。

認定第4号、奨学金貸与事業会計589万6,000円、644万6,726円、589万6,000円、55万726円。

認定第5号、特別養護老人ホーム事業会計4億8,449万4,000円、5億5,026万7,756円、4億7,305万5,826円、7,721万1,930円。

認定第6号、住宅用地造成事業会計982万8,000円、1,153万7,643円、917万5,783円、236万1,860円。

認定第7号、簡易水道事業会計3,896万9,000円、5,133万5,709円、3,498万9,538円、1,634万6,171円。

認定第8号、下水道事業会計1億1,164万8,000円、1億1,525万2,192円、1億584万4,572円、940万7,620円。

認定第9号、特定地域生活排水処理事業会計8,496万9,000円、1億423万3,366円、8,000万3,304円、2,423万62円。

認定第10号、春富財産区特別会計28万1,000円、186万9,380円、12万5,592円、174万3,788円。

認定第11号、後期高齢者医療事業会計1億4,693万5,000円、1億5,094万1,378円、1億4,148万2,774円、945万8,604円。

認定第12号、和水町立病院事業会計9億3,639万円、8億8,651万8,494円、9億424万6,783円、マイナスの1,772万8,289円。

以上、平成23年度の12会計の決算の提案理由の説明を終わりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。認定第1号「平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算」から認定第12号「平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算」までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定いたしました。

日程第32 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、陳情等の付託につきましては、陳情等文書受付一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたの、報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日13日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会 午前0時02分